



平成 26 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 日 本 ガ ス 株 式 会 社  
( 登 記 上 の 商 号 日 本 瓦 斯 株 式 会 社 )  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 和 田 眞 治  
コ ー ド 番 号 8 1 7 4 ( 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務 管 理 本 部 長 中 山 雄 樹  
( TEL. 03—3553—1281 )

## 特別利益及び特別損失の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ

当社の業績は堅調に推移しており、当社は平成 26 年 3 月期の連結業績において、売上高及び営業・経常の各利益で、前回公表（平成 25 年 4 月 30 日付）の業績予想を達成する見込みであります。また、下記のとおり特別利益及び特別損失を計上する結果、同連結業績において、当期純利益を前回公表の予想から上方修正することになりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別利益（負ののれん発生益）6,260 百万円の計上について

当社は、平成 25 年 12 月 20 日付の「日本瓦斯株式会社による東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社及び北日本ガス株式会社の株式交換による完全子会社化のお知らせ」に記載のとおり、平成 26 年 3 月 7 日を効力発生日とする株式交換により、東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社及び北日本ガス株式会社の連結子会社 4 社を完全子会社化いたしました。これに伴い、連結財務諸表上、負ののれんが発生するため、平成 26 年 3 月期において 6,260 百万円の特別利益（負ののれん発生益）を計上する見込みとなりました。

#### 2. 特別損失（投資有価証券評価損）1,944 百万円の計上について

当社が純投資目的で株式を保有する豪州ニューサウスウェールズ州（以下、「NSW 州」といいます。）石炭権益会社 Cascade Coal Pty. Ltd.社（以下、「CCPL 社」といいます。）について、NSW 州議会が CCPL 社の石炭権益ライセンスを取り消す特別立法を可決しました。これを受けて、当社は、CCPL 社株式に係る損失の発生の見込みについて検討しておりましたが、同州の政治的不透明性、CCPL 社株式に係る損失の法的手段による回収可能性等諸般の事情を総合的に勘案した結果、平成 26 年 3 月期個別決算において 1,944 百万円の特別損失（投資有価証券評価損）を計上することになりました。これに伴い、連結決算上も同額を特別損失（投資有価証券評価損）として計上いたします（詳細は別添資料をご覧ください。）。

### 3. 業績予想の修正について

#### (1) 平成26年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	124,000	9,000	8,800	4,000	101.48
今回修正予想 (B)	124,000	9,000	8,800	9,009	210.38
増減額 (B-A)	—	—	—	5,009	—
増減率 (%)	—	—	—	125.2	—
(ご参考) 前期実績 (平成25年3月期)	117,070	7,885	8,189	3,774	78.01

#### (2) 平成26年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	80,000	6,000	3,400	70.02
今回修正予想 (B)	80,000	6,000	2,149	49.98
増減額 (B-A)	—	—	△1,251	—
増減率 (%)	—	—	△36.8	—
(ご参考) 前期実績 (平成25年3月期)	73,648	5,597	3,241	66.75

#### (3) 業績予想修正の理由

上記の「1. 特別利益（負ののれん発生益）6,260百万円の計上について」及び「2. 特別損失（投資有価証券評価損）1,944百万円の計上について」に記載のとおり、特別利益及び特別損失を計上することにより、前回公表の予想と比較して、連結・個別ともに当期純利益に大きな差異が生じることが見込まれるため、業績予想における当期純利益の修正を行います。

※上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる可能性があります。

以 上

## 保有有価証券に関する損失発生の見込みについて

### 1. 保有有価証券に関する損失発生の見込み

平成 26 年 1 月 30 日、当社が純投資目的で株式を保有する豪州ニューサウスウェールズ州（以下、「NSW 州」といいます。）石炭権益会社 Cascade Coal Pty. Ltd.社（以下、「CCPL 社」といいます。）について、NSW 州議会が CCPL 社の石炭権益ライセンスを取り消す特別立法を可決しました（以下、「本件」といいます。）。これを受けて、当社は、CCPL 社株式に係る損失の発生の見込みについて検討しておりましたが、同州の政治的不透明性、CCPL 社株式に係る損失の法的手段による回収可能性等諸般の事情を総合的に勘案した結果、1,944 百万円の損失が発生する見込みとなりましたのでお知らせいたします。

### 2. 経緯及び法的回収可能性等の検証

NSW 州議会における上記特別立法の可決（平成 26 年 1 月 30 日）を受けて、当社は、本件の経緯・事実関係、CCPL 社株式価値の毀損の有無及び程度・CCPL 社株式に係る損失の法的手段による回収可能性等の調査及び検証をいたしました。具体的には、現地(NSW 州)弁護士を起用して、投資関連契約書類、特別立法条文及び附則、入手可能な本件関連資料・データ等を総合的に検証し、その結果を踏まえて、CCPL 社株式価値の毀損の有無及び程度、法的手段による回収可能性等について、当社の顧問弁護士事務所（国内）、監査法人との間で協議及び検討を行いました。

### 3. 事実関係

上記特別立法は、石炭鉱区設定等の過程（平成 21 年）において、現職 NSW 州大臣（当時）の汚職行為が存在した旨、NSW 州調査委員会で平成 25 年 12 月に事実認定がなされたことを理由に、石炭権益ライセンスの取り消しを行うものです。かかる汚職行為は当社の CCPL 社に対する投資時期の 2 年以上も前の行為であり、当社は一切関与・関知しておりません。なお、平成 24 年 4 月には、NSW 州政府から、同州にある全ての石炭権益ライセンスを調査した結果、CCPL 社に関してはコンプライアンス等の問題はないとする調査結果が公表されていきました。

### 4. CCPL 社株式価値の毀損の有無及び程度・法的回収可能性

上記特別立法により、CCPL 社は保有する石炭権益ライセンスを取り消され、同権益は事実上 NSW 州政府により没収されます。したがって、当社が保有する CCPL 社株式の価値は、著しく毀損されるものと判断されます。CCPL 社は、既に NSW 州政府に対する訴訟も提起しており、現在、特別立法に対する違憲訴訟の提起も検討しているとのこと。当社としては、現職 NSW 州大臣（当時）の汚職に端を発した特別立法により、CCPL 社株式の価値が著しく毀損されるという事態はカントリー・リスク（政治的リスク）の典型であり、到底承服し難いものであり、同汚職行為に何ら関与・関知していない投資家である当社に損害が発生することは、極めて正義に反する事態と考えております。

したがって、当社は、NSW 州政府に対する訴訟提起等を含めて、あらゆる法的手段により断固とした姿勢で、CCPL 社株式に係る損失の回復、損害の補償等を求めています。ただし、上記特別立法は、石炭権益ライセンスの取り消しに関連した NSW 州政府に対するいかなる法的請求権（不法行為責任・使用者責任等）も明確に否定するという、極めて異例な内容を定めているところ、現地（豪州）弁護士事務所の分析・調査の結果、また当社の弁護士事務所及び監査法人との協議の結果、法的手段による損害・損失の回収可能性については、不透明かつ不確実なものと判断せざるを得ません。

## 5. 結論

上記の通り、当社は NSW 州政府への訴訟提起等を含めて、あらゆる法的手段により断固とした姿勢で、CCPL 社株式価値の毀損の回復、損失の補償等を求めていきます。しかしながら、当社は、特別立法により法的救済手段も否定するという特別立法の内容・法的手段による補償請求の可能性、及び NSW 州の政治的不透明性等を総合的に勘案し、平成 26 年 3 月 13 日の当社取締役会において、平成 26 年 3 月期に 1,944 百万円を特別損失として計上する旨の決議をしましたので、お知らせいたします。

以 上